

第5章 台湾

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

関税法、関税法施行細則及び関連法規において、関税率などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率が適用される。また、自由貿易港区設置管理条例において規定される自由貿易工港区（空港、港等）では、輸出入規制を受けずに区域内の貨物自由流通が認められ、輸入関税、物品税、営業税の賦課を免除する税制優遇措置がある。

2020年時点の全品目の譲許率は100%である。また、2020年時点の全品目の単純平均譲許税率は6.8%であり、非農産品については5.0%であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最高25%）、普通・小型乗用車（最高17.5%）、特殊用途自動車（最高30%）等の高関税品目が存在する。なお、2020年時点の非農産品の単純平均実行関税率は4.8%であった。

なお、2002年11月のWTO加盟時、自動車については関税割当制度（第Ⅱ部第5章関税1.(1)②参照）によることとなっていたが、2011年に当該制度が撤廃された。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を

高めるというWTO協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第Ⅱ部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結されたITA拡大交渉（詳細は、第Ⅱ部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、台湾は、2016年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ビデオ録画・再生機器（14%）、スイッチ類（12.5%）、テレビ受信機器（10%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2021年に撤廃された。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020年2月27日、関税法71条に基づき、同年2月27日から5月26日までの期間において、薬用アルコール原料の関税率を20%から10%に引き下げ、紡績材料製マスクの関税率を7.5%から一時的に免除する措置が行われた。

その後、薬用アルコール原料については、5度の延長を経て2021年8月26日付けで、2022年2月26日までに延長された。

サービス貿易

電気通信分野の規制

2017年版不正貿易報告書141頁参照。

